

追試験について

1. 受験資格

各学部学科修学規程に定める追試験の受験資格は、下記の各項に該当する者にこれを認める
ただし、受験の可否については教授会において審議し決定する

記

- ① 疾病等による公的診断書のある者、および就職試験受験の証明書のある者
- ② 定期試験期間中に次の事項で休んだ場合、保護者及び他の証明書がある者
 - イ. 父母、配偶者（それに準ずる者を含む）または子が死亡した時…………… 7 日
 - ロ. 祖父母または兄弟姉妹が死亡した時…………… 2 日
 - ハ. 上記の親族における1周忌までの法要を行う時、または
 - 上記以外の親族が死亡した…………… 1 日
- ニ. 交通事故で被害者の場合は、事故が発生したその日から追試験を受験できる日まで
 - * 上記イ～ハについては、これに要する往復の日数を認める場合がある
- ③ クラブ活動における公式試合に参加するため、あらかじめ許可を得た者
詳細は次のとおりとする
 - イ. 公式試合とは、関西大会以上の試合とし、団体・個人の別を問わず認める
 - ロ. 追試験の対象期間は、当該試合期間および往復に要する日数とする
- ④ 交通機関の延着の場合は、次により認定する
各時限において、30分以上の延着証明（Web 遅延証明書もしくは公的証明書に発生年月日、時間帯が明記され、代表者の印のあるものに限る）を添えて、原則として発生当日に教務課の窓口に申し出て、各窓口から問い合わせた結果、申請事項と相違ないと認められたとき
- ⑤ その他、特別な理由のある場合

2. 追試験申込受付および試験日

- ① 申込場所：本館1階 教務課
- ② 申込期間：令和6年1月24日（水）～1月30日（火）
 - 受付時間は、平日9時～17時まで
土曜9時～12時30分まで

（注）1/27は12時30分までですでのお間違の無いようお願いします

 - 申込みには、公的証明書が必要（受験料1科目 1,000 円）
なお、申請理由が就職試験、交通機関の延着および裁判員としての職務従事の場合には、受験料は不要
- ③ 受験資格可否及び追試験時間割発表期間：令和6年2月5日（月）13時～追試験終了時まで
掲示：13時以降に本館1階・教務課前に掲示
ポータルサイト：受験可の学生に限り、学籍番号、試験日、教科を表示します（※）
(※) ポータルサイトで確認する場合は、ポータルサイトへログインが必要です
PDFにて表示します（PDFを表示するには、PDF閲覧用ソフトが必要です）
- ④ 追試験実施日：令和6年2月6日（火）、2月7日（水）、2月8日（木）／（3日間）

以上